

鯖江市農業委員会第1回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和6年1月29日（月）
午後1時26分開会
午後2時58分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館4階 全員協議会室
- 3 議 事
- (1) 議案第1号 農地法第3条の許可申請審議について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の許可申請審議について
 - (3) 議案第3号 第84回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について
 - (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の意見審議について
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議について
 - (6) 議案第6号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴収について
- 4 報告事項
- (1) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (3) 報告第3号 令和6年鯖江市農地賃借料情報（参考）
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 14番 牧野善隆委員、15番 岩尾秀規委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時26分開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | （欠席委員の報告）

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いいたします。
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長
※以下議長

議長就任挨拶

議長 ただいまから1月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、14番 牧野善隆 委員、15番 岩尾秀規 委員 をお願いします。

議長 次に、各部会から1月部会の報告をお願いします。まず始めに、農政部会の報告を、農政副部長からお願いします。

6番 前田委員 1月の農政部会の報告をいたします。1月19日、金曜日、私ほか5名が出席して、農政部会を開催しました。

議案第4号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議についておよび、議案第6号 農用地利用促進計画（案）に係る意見聴取について協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長 次に、農地調整部会の報告を、農地調整部長からお願いします。

2番 水嶋委員 1月の農地調整部会の報告をいたします。1月22日 月曜日、わたしほか7名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時00分から、私（水嶋委員）、と浅野委員の2名により、3条および5条関係の転用案件、農振除外案件など約2時間20分にわたり

2 番
水嶋委員

現地調査を実施しました。

また、部会前に農振除外案件の現地調査を行い、その後の部会では、3条、5条等、農振除外の議案について審議を行いました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

ありがとうございました。

議長

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、議案第1号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（鳥羽町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が耕作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

また、申請者は○○○○○○○○です。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側は用悪水路、南側、北側は田と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

事務局

3条申請番号2（下河端町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が耕作地の取得を目的に、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、西側は畑、東側は田、南側、北側は宅地と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画して

事務局	おります。
事務局	<p>3条申請番号3（戸口町） （概要と目的） 本申請は、譲受人が隣接農地取得を目的に、畑の所有権を取得するものです。 （申請地および近隣状況） 申請地は、東側、西側および南側は畑、北側は畑、公衆用道路と接しております。 （耕作・従事要件） 譲受人は、申請地を畑（野菜畑）として利用する営農を計画しております。</p>
事務局	<p>3条申請番号4（杉本町） （概要と目的） 本申請は、譲受人が農地の交換を目的に、田の所有権を取得するものです。 （申請地および近隣状況） 申請地は、東側、西側は田、南側は水路、北側は公衆用道路と接しております。 （耕作・従事要件） 譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。</p>
事務局	<p>3条申請番号5（杉本町） （概要と目的） 本申請は、譲受人が農地の交換を目的に、田の所有権を取得するものです。 （申請地および近隣状況） 申請地は、東側、北側は水路、西側は田、南側は公衆用道路と接しております。 （耕作・従事要件） 譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画して</p>
事務局	<p>おります。</p>
議長	<p>農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。</p>

2 番 水嶋委員	議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請審議について 審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。 以上、報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました りましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある 方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請審議については農地調整部会 長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたしま す。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙 手
議長	全員賛成と認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申 請審議については原案のとおり可決決定されました。よ って、許可といたします。
議長	次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請審議につ いて上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	5 条申請番号 1（北中町） （概要と目的） 本申請は、資材置場およびコンテナ設置を目的として、 田の賃借権を取得するものです。 （申請地および近隣状況） 申請地は、東側は宅地、西側、南側は市道、北側は農地 と接しています。 雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。 関係する地元農家組合の了承を得ています。 （立地基準） 申請地は準工の用途指定があるため、第 3 種農地と判

事務局

断します。

(一般基準)

隣接農地は申請地の残りの農地(田)があります。

事務局

5条申請番号2(鳥羽3丁目)

(概要と目的)

本申請は、住宅敷地を目的として、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は道、西側、南側および北側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

なお、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

(立地基準)

申請地は二種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

事務局

5条申請番号3(下河端町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲(19区画)を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側は市道、南側は宅地、北側は田と接しています。

雨水は自然流下により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は工業の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

北側に隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

事務局

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号4（水落町2丁目）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲（3区画）を目的として、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は田、西側は宅地、南側は県道、北側は市道と接しています。

雨水は自然流下により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種中高層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

東側に隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号5（柳町1丁目）

（概要と目的）

本申請は、会社の駐車場（8台分）を目的として、田の所有権を取得するものです。申請地は、会社から約40mの距離です。

（申請地および近隣状況）

申請地は、西側、南側は市道、東側、北側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地はありません。

事務局

5 条申請番号 6 (中野町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側は畑、南側は県道、北側は市道と接しています。

雨水は自然流下により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は半径 500 m 以内に公共施設が 2 つある (中河小学校・東陽歯科) かつ上下水道が埋設されている道路に隣接しているため、第 3 種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番
水嶋委員

議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員

(質疑応答なし)

議長

ご意見ございませんか。無いようですので議案第 2 号農地法第 5 条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長 全員賛成と認め、議案第2号 農地法第5条の許可申請審議については、原案のとおり可決決定されました。よって承認します。

なお、番号3番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長 次に、議案第3号 第84回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第3号について説明)

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番
水嶋委員 議案第3号 第84回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について、審議の結果、計画変更はやむを得ないとの意見となりました。

以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農政副部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

7番
鷺田委員 このような施設を建築するにあたり、雨水等により油等が土壌へ流入するといった影響は問題ないか。

事務局 コンクリート基盤の上にアスファルト舗装を施工するといった対策により雨水が地下浸透しない構造となっていると報告を受けている。

10番
山岸委員 雨水は農業用排水路に流すとのことだが、後々にトラブルとなった事例を聞くため、管理者等との調整は問題ないか。

事務局 本申請にかかる同意は取れていると認識している。

2 番
水嶋委員

トラブルが発生した場合、周囲に大きな影響を与える可能性がある。農業委員会にて年に 1 回ほど立ち入り検査を行うのはどうか。

事務局

本審議内容は、農振農用地からの除外が適当であるかが焦点となるため、ご提案いただいたような条件を付すことは難しいと考えている。

議長

ほかにご意見ございませんか。無いようですので議案第 3 号 第 8 4 回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員

挙手

議長

賛成多数と認め、議案第 3 号 第 8 4 回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。

議長

次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

(議案第 4 号について説明)

議長

農政部会の意見を、農政副部会長より願います。

6 番
前田委員

議案第 4 号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、10 年以上の契約については中間管理事業の活用は進めないのか、との質問がありました。これに対して活用を進めているが、手続きに手間がかかるなどの理由から相対利用権を設定している、との答弁がありました。

協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政副部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第4号農用地利用集積計画の意見審議について農政副部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第4号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議について、および関連議案であります、議案第6号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴収について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第5号、議案第6号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政副部長より願います。

6番
前田委員 議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議および、議案第6号 農用地利用促進計画（案）に係る意見聴収につきまして、賃借料が低めで同じ金額になっていることや、その中で金額が高い契約があることに質問がありました。これに対して、耕作地を改良する工事の地主負担分があるため、同じような金額で設定されている。金額が高いものに関しては、地主が

6 番
前田委員

取得した農地を、耕作者が他農地と一団となって効率的に耕作をさせて欲しいという申し出により交渉をした結果、高めの金額設定になっているとの答弁がありました。

協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政副部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員

(質疑応答なし)

議長

ご意見ございませんか。無いようですので議案第5号農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の意見審議について、および議案第6号農用地利用促進計画(案)にかかる意見聴収について農政副部会長の説明のとおり決定してよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第5号農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の意見審議について、および議案第6号農用地利用促進計画(案)にかかる意見聴収については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局

(報告第1～3号について説明)

議長

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

(連絡事項)

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後 2 時 5 8 分閉会

鯖江市農業委員会 1月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	宮本美典	出席		
2番	水嶋和夫	出席		
3番	笠嶋伊三男		欠席	
4番	窪田善一郎	出席		
5番	佐々木一弥		欠席	
6番	前田昭一	出席		
7番	鷺田晴美	出席		
8番	堀内章義		欠席	
9番	浅野忠憲	出席		
10番	山岸重之	出席		
11番	河野通弘	出席		
12番	品川昌敏	出席		
13番	福島定己	出席		
14番	牧野善隆			署名
15番	岩尾秀規			署名
16番	北川利榮	出席		
17番	岡井善四郎	出席		
18番	服部義和	出席		